

処方箋の表記が変更になりました

# 「一般名処方」のご案内

当院の処方箋が「銘柄名処方」から「一般名処方」になりました。  
処方箋の記載表記は変更となりますが、今までと同じように  
調剤薬局でお薬を受け取ることができます。

## 「一般名処方」とは??

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」と言います。

厚生労働省が示している記載方法に準じて

**【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」**で記載されます。

※ よく似た名称のお薬が多い為、薬品の後ろに（先発品○○）と記載しているものもあります。



## 「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師の方と相談して選ぶことができます。

「一般名処方」によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、皆さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができる為、負担軽減につながります。